

# 全国市長会

## 平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 情報95-2

---

発行第101号

平成24年11月30日

都道府県市長会 会長 殿

全国市長会会長

災害対策本部本部長

森 民 夫

被災市町村で働く意欲のある市区の元職員等の情報提供に係る  
元職員等の情報の取りまとめについて（依頼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

東日本大震災に係る被災市町村への職員派遣につきましては、各市区、各都道府県市長会の多大なるご支援、ご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

現在、被災市町村においては、復興事業の本格実施に伴い、即戦力となる人材を確保するため、任期付職員等の採用を行っておりますが、いまだ職員が不足している状況にあることから、更なる人材確保策として、行政実務の経験がある市区町村の元職員等の活用が求められています。

このことから、本会では、これまでの職員派遣スキームに加え、被災市町村における人材確保のための新たな方策として、全国町村会、総務省及び被災県との協力により、被災市町村で働く意欲のある市区町村の元職員等の情報を被災市町村等へ提供するための体制を構築することとし、本日、各市区長宛て、別添「写」のとおり、元職員等の情報提供依頼を行わせていただいたところではありますが、貴都道府県内の市区から提供のあった元職員等の情報につきまして、各都道府県市長会にお取りまとめをお願いいたしたく存じます。

つきましては、諸事ご繁忙のところ誠に恐縮に存じますが、貴都道府県内の市区から提供のあった元職員等の情報を、別紙「元職員等情報取りまとめ提供票[都道府県市長会]」にお取りまとめいただき、下記期日までに本会事務局宛て電子メールにてご提供いただきますようお願い申し上げます。

## 記

1. 提供期限 平成 25 年 1 月 24 日 (木)  
(市区から貴都道府県市長会への提供期限は、  
平成 25 年 1 月 22 日 (火) としております。)
  
2. 提 供 先 全国市長会 災害対策本部  
担当 行政部 清水・吉田・宮本  
電 話 03-3262-2310  
ファクシミリ 03-3263-5483  
電子メール [haken@mayors.or.jp](mailto:haken@mayors.or.jp)

## 元職員等の情報提供に係る説明、情報提供の流れ等及び取りまとめ・全国市長会への回答に当たっての留意点について

### 1 元職員等の情報提供に係る説明及び情報提供の流れ等

元職員等の情報提供に係る説明及び情報提供の流れ等につきましては、別添「写」の各市区長宛て文書をご参照ください。

### 2 取りまとめ・全国市長会への提供に当たっての留意点

- (1) 市区から提供のあった「元職員等情報提供票」の内容を、「元職員等情報取りまとめ提供票[都道府県市長会]」（以下「取りまとめ提供票」という）に記入し、本会にエクセルデータにてご提供ください。  
また、ご提供の際は、市区から提供のあった「元職員等情報提供票」の原本を併せてご提供ください。
- (2) 取りまとめ提供票の記入に当たりエクセル表の行が不足する場合には、行の挿入を行ってください。なお、ご提供いただいた取りまとめ提供票はデータとして管理する都合上、列の挿入・削除やセルの結合等を行わないでください（行の高さの変更は構いません。）。
- (4) 一つの市区から複数の元職員等の情報提供があった場合でも、取りまとめ提供票の「勤務自治体の連絡先」欄は、空白や「〃」等とはせず、それぞれのセルに記載事項を記入してください（行の並べ替えを行った場合に、不明となることを防ぐためです。）。



発行第 100 号  
平成 24 年 11 月 30 日

各 市 区 長 殿

全国市長会会長  
災害対策本部本部長  
森 民 夫

被災市町村で働く意欲のある市区の元職員等の情報提供について（依頼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

東日本大震災に係る被災市町村への職員派遣につきましては、各市区の多大なるご支援、ご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

現在、被災市町村においては、復興事業の本格実施に伴い、即戦力となる人材を確保するため、任期付職員等の採用を行っておりますが、いまだ職員が不足している状況にあることから、更なる人材確保策として、行政実務の経験がある市区町村の元職員等の活用が求められています。

このことから、本会では、これまでの職員派遣スキームに加え、被災市町村における人材確保のための新たな方策として、全国町村会、総務省及び被災県との協力により、被災市町村で働く意欲のある市区町村の元職員等の情報を被災市町村等へ提供するための体制を構築することといたしました。

つきましては、貴市区におかれまして、被災市町村等における任期付職員等の採用について貴市区の元職員等へご周知いただくとともに、被災市町村での勤務を希望する元職員等の情報をご提供いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

元職員等の情報をご提供いただける場合は、別紙「元職員等情報提供票」にご記入いただき、貴市区が所属する都道府県市長会宛て、電子メールにてご提供いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

## 記

1. 提供期限 平成 25 年 1 月 22 日 (火)
2. 提供先 貴市区が所属する都道府県市長会  
(提供先メールアドレス、ご担当者等は、都道府県市長会にお問い合わせください。)
3. お問い合わせ先
  - (1) 提供方法等に関すること  
貴市区が所属する都道府県市長会
  - (2) 元職員等の情報提供スキーム等に関すること  
全国市長会 災害対策本部  
担当 行政部 清水・吉田・宮本  
電 話 03-3262-2310  
ファクシ 03-3263-5483  
電子メール [haken@mayors.or.jp](mailto:haken@mayors.or.jp)

## 被災市町村で働く意欲のある市区町村の元職員等の情報提供について

### 1 元職員等の情報提供に係る説明

- (1) 本スキームで提供をお願いするのは、全国の市区町村の元職員及び各種公社の元職員（平成 25 年 3 月退職予定者を含む。）のうち、被災市町村に任期付職員等として採用されることを希望する者（以下「元職員等」という。）の情報ですので、各種公社の元職員の方々に係る情報につきましても、可能であればご提供いただきますようお願いいたします。
- (2) 本スキームは全国市長会、全国町村会、総務省及び被災県の協力により、元職員等の情報を被災市町村等へ提供するものであり、被災市町村等における元職員等の採用を保証又はあつせんするものではありません。
- (3) 元職員等の情報は総務省から各被災県にそれぞれ提供し、各被災市町村への情報提供は、各被災県から適宜行うこととしております。  
ただし、「元職員等情報提供票」（以下「情報提供票」という。）に記載をいただいても、必ずしも当該元職員等に対し採用について打診があるとは限りませんので、あらかじめご了承ください（採用をお約束するものではありませんので、その旨元職員等の方にご周知ください。）。
- (4) 姉妹都市その他の特別の事情により、特に勤務を希望する被災市町村がある場合は、情報提供票の「その他特記事項」欄にその旨ご記入ください。  
なお、「その他特記事項」欄に記載のあったご希望とは別の市町村から採用の打診がある場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 採用時期、任用期間及び勤務条件等については、正式応募前に、採用を検討している被災市町村との間であらかじめご調整いただくこととなります。
- (6) なお、被災県において採用され、被災市町村に派遣される場合もあります。この場合、採用時期、任用期間及び勤務条件等については、正式応募前に、採用を検討している被災県との間であらかじめご調整いただくこととなります。

### 2 元職員等の情報提供の流れ

情報提供の主な流れは以下のとおりです。併せて別添 1 a 「元職員等情報提供スキーム（市町村での直接採用）」図及び別添 1 b 「元職員等情報提供スキーム（県での採用・市町村への派遣）」図をそれぞれご参照ください。

- (1) 各市区町村から元職員等に対し、被災市町村での勤務について周知（別紙「市区・各種公社の元職員の方々（中略）へ」（元職員等宛て周知用リーフレット及び情報記入票）をご活用ください。）のうえ、希望があった元職員等の情報を取りまとめ。
- (2) 各市区町村から都道府県市長会又は都道府県町村会に、元職員等の性別、年齢、主な職務経験、管理職経験の有無、勤務可能地、勤務可能時期等を情報提供（個人情報保護のため、この段階では元職員等の氏名・電話番号等は情報提供しない。）。
- (3) 都道府県市長会及び都道府県町村会にて都道府県内の元職員等の情報を取りまとめのうえ、全国市長会、全国町村会に情報提供。

- (4) 全国市長会及び全国町村会から総務省に情報提供。
- (5) 総務省から被災県を通じ、被災市町村に情報提供（被災県採用の場合は、総務省から被災県に情報提供。）。
- (6) 被災県等から情報提供元市区町村の担当者に、元職員等の氏名・電話番号等の照会・確認。
- (7) 被災市町村（被災県採用の場合は、被災県。以下同じ。）から元職員等に、個別に採用を打診（住居、選考方法等の条件を提示。）。
- (8) 元職員等が採用を内諾した後に、被災市町村の採用選考に正式応募。
- (9) 被災市町村にて選考のうえ、任期付職員等として採用。なお、選考は各被災市町村の定める方法によります（例：書類選考、論文試験、面接試験等）。また、情報提供元市区町村に、元職員等の略歴や推薦書の提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご承知おきください。
- (10) 元職員等の情報活用による採用状況について、被災県から情報提供元市区町村及び総務省に連絡。
- (11) 総務省から全国市長会及び全国町村会に採用状況を連絡。
- (12) 全国市長会及び全国町村会（都道府県町村会経由）から、各市区町村等に採用状況を報告。

### 3 情報提供票の記入に当たっての留意点

- (1) 別添2として、情報提供票の「記入例」をお示しいたしておりますので、情報提供票の記入の際の参考としてください。
- (2) 「整理番号」は元職員等1名につき番号を一つずつ、1から順に付番してください。
- (3) 「勤務可能時期」については、ドロップダウンリストから選択してください。
- (4) 「年齢」は平成25年4月1日現在の年齢を記載してください。
- (5) 「主な職務経験」の「職務区分1」については、ドロップダウンリストから選択してください。  
「職種区分2」には、具体的な職務内容を記載してください。
- (6) 「管理職経験の有無」については、本庁又は出先機関等における課長相当職の経験の有無を記載してください。
- (7) 「勤務可能地」欄については、被災県それぞれについて、ドロップダウンリストから選択してください。
- (8) 「その他特記事項」欄には、各種公社の元職員である場合はその旨を、また、姉妹都市その他の特別の事情により、特に勤務を希望する被災市町村がある場合は、希望する市町村名を記入してください。そのほか、特記すべき事項があれば適宜記入してください。
- (9) 情報提供票の記入に当たりエクセル表の行が不足する場合には、行の挿入を行ってください。なお、ご提出いただいた情報提供票はデータとして管理する都合上、列の挿入・削除やセルの結合等を行わないでください（行の高さの変更は構いません。）。

### 4 個人情報の取扱いについて

個人情報保護のため、情報提供票には、元職員等の氏名・電話番号等はご記入いただかないこととしております。被災県又は被災市町村から元職員等へ連絡する場合は、事前に被災

県等から情報提供元市区町村の担当部局に、元職員等の氏名・電話番号等を照会・確認をさせていただきます。